

社会福祉法人 太陽社会福祉事業協会
法人本部 平成30年度事業実施計画書

1. 基本理念

社会福祉法の第3条から第5条の規定にあるように「個人の尊厳を旨とし」「地域社会で構成する一員として」「利用者の意向を十分に尊重した」福祉サービスの提供を行い、又、社会福祉事業を公明かつ適正に実施し、社会福祉の増進に資することを目的として、達成するように努力するものとする。

2. 事業総則

法令の定めるところに従い、その定款で定まった目的の範囲内において、権利を有し義務を遂行する。

3. 事業内容

(1) 施設の経営について

- ① 第一種社会福祉事業 救護施設ジョイガーデン及び第二種社会福祉事業 グループホームサンシャイン、児童自立援助ホーム Azul の確実公正な経営を目指し、各事業所の中で可能な地域貢献の実現を目指す。
- ② 利用者の自立支援を目指した計画を策定し実現へのプラン作成を目指す。
- ③ 利用者の満足度や要望・苦情の把握を充分に行い、サービスの改善を行っていく。
- ④ 長期的な安定経営を目指し、基本的長期ビジョンを策定し、あり方を模索する。

(2) 役員の研修の実施について

役員の資質の向上及び知識習得を目指し、法人役員研修会に参加する。

(3) 地域密着型福祉を目指して

救護施設ジョイガーデン及びグループホームサンシャイン、児童自立援助ホーム Azul においては地域の一員として地域活動への参加を行う等により福祉に対する造詣を得る事を目指す。

4. 事業展開

社会福祉法人に対する世論の波が大きく変化する中、社会福祉法人は利用者や地域社会に対し、継続的、安定的且つ先進的に社会福祉事業や地域貢献事業を展開していく必要がある。今後の施策のキーワードは地域貢献であり、積極的なア

ウトリーチを行い隠れている福祉ニーズの情報を収集し、適正な支援へと結びつけることが必要である。

そして、利用者の持つ福祉ニーズの多様性にも余すところなく対応することができるような支援をするため、民間の持つ特性である柔軟性を生かした事業展開に努め、常に利用者や地域社会から喜ばれ、協力を得るために次のような課題を追求していく。

- ① 地域社会に積極的に溶け込む努力と、地域に開かれた法人経営を心掛ける。
- ② 地域の幅広いニーズを常に注視し、住民の福祉ニーズに対応した先駆的・実験的な事業に取り組んでいく。
- ③ 地域の福祉増進に向けて、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係を保持する。
- ④ サービスを提供する対象者に対し、人格の尊重を図ったサービスを行いアメニティーの向上を目指していくと同時にそうした事業活動を通してノーマライゼーションの理念に基づく福祉社会の実現に向けて努力していく。
- ⑤ 既存の制度では対応できない地域の生活課題、福祉需要に即応した公益的な取り組みを実践する。
 - a. 救護施設ジョイガーデンにおいて障害者の避難所の役割を担う。(災害時における福祉避難所に関する協定 平成 28 年 12 月 1 日締結)
 - b. 救護施設ジョイガーデンにおいて災害時の地域住民の避難所の役割を担う。
 - c. 救護施設ジョイガーデンにおいて災害時のための備蓄食の準備を行う。
 - d. 救護施設ジョイガーデンにおいて中間的就労の実現を目指す。
 - e. 一時生活支援事業及び児童自立援助ホーム Azul 退所者へのアフターケアを行う。
- ⑥ 役員は、社会福祉法の主旨を適格に把握し、法人の財政基盤を確立し、法人経営の安定を図る。

- ⑦ 役員は事業の内容、利用者の支援内容について実情の把握と研究を怠らず、職員の資質向上、援助の向上に意を配っていく。
- ⑧ 監事監査の充実による法人内部牽制機能の確保を図り、公正且つ適確な経営をする。
- ⑨ 社会福祉法人組織やその事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や諸規定さらには広く社会的ルールやモラルを遵守した経営に努める。
(コンプライアンスの徹底)
- ⑩ 社会福祉事業の公共性を認識し、福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め説明責任（アカウントビリティ）を果たす。